

第 70 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 28 年 7 月 26 日（火）10:45～11:40

2 場 所 中中央合同庁舎第 4 号館 12 階 共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、北村部会長代理、川崎委員、清原委員、嶋崎委員、白波瀬委員、関根委員、永瀬委員、中村委員、野呂委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、内閣府経済社会総合研究所総務部長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

横山総務省大臣官房審議官、山澤総務省統計委員会担当室長、上田総務省統計委員会担当室次長、新井総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官

4 議 事

（1）平成 27 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

（2）その他

5 議事概要

(1) 平成 27 年度統計法施行状況報告（各府省ヒアリング）

ア 経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団情報の整備

総務省統計局から資料 1 に基づき説明が行われた。

主な発言は以下のとおり。

- ・大規模なセンサスを平準化して中間年を強化することはいいことだと思う。調査方法としてローリング調査やプロファイリング活動などがあるようだが、報告義務を課すのか。
→ローリング調査は、存続・廃業事業所については基本的に、調査員が活動状況を外観から確認することを想定している。少なくとも、新設事業所に調査票を配布する部分や、企業に調査票を郵送するプロファイリング活動には、報告義務が生じるものと考えている。
- ・新設事業所の存在把握は調査員による目視に頼るだけなのか。
→登記情報の活用などを含め検討中である。
- ・目視だけだとネット企業などが捕捉できないおそれがある。捕捉方法と併せて事業所の概念も検討していただきたい。
- ・ローリング調査は毎月実施するとのことだが、どのようなタイミングで母集団情報に反映されるのか。
→1年から2年遅れで反映できるように考えている。
- ・企業グループへのプロファイリング活動を毎月調査することは可能なのか。企業組織構造のほか売上高などを毎月把握することは、企業側の負担も大きいと思われる。
また、毎月調査することの必要性も低いのではないか。
→企業へのプロファイリングは、決算時期も考慮して年1回を想定しており、企業の基本的情報は確認作業にするなど負担軽減にも努めたい。
- ・企業の組織構造をチェックする人材育成は、どのように考えているのか。
→一定程度の専任体制が必要と考えており、今後、具体的に検討していく。
- ・今回の見直しは、どのような形で統計委員会に上がってくるのか。
→経済センサス-基礎調査の変更として諮問される予定。

(まとめ)

- ・母集団情報の整備のために企業の組織構造や事業所の開業・廃業状況を経常的に把握していく今回の見直し案は、企業・事業所の適時的確な把握に資するものと考えられる。
- ・ICT技術を導入することは、統計調査員の負担軽減や調査結果の迅速な提供にも有益であると判断できる。
- ・従来の統計調査員の調査では捕捉しにくいインターネット活動中心の企業の捕捉方法の検討や調査対象とする事業所の概念の見直しについて検討する必要がある。
- ・法人企業に付与された法人番号を活用した更なる母集団情報の精度向上についても検討する必要がある。
- ・今後、経済センサス-基礎調査の変更として諮問審議する際には、試験調査を通してより精度の高い調査手法が確立できているのか、より効率的なシステムが構築できているのかなどの観点から審議すべきと考える。

イ 売上高等の集計に関する消費税の取扱い

総務省政策統括官室から資料2に基づき説明が行われた。説明に対する質疑応答は特になかった。

その他、今回の2つの審議事項（上記の「ア」「イ」）に関連して、以下のような発言があった。

- ・ 本日の審議事項については、両者とも、統計調査における改善に向けた非常に重要な取り組みであると評価したい。これに関連して、つい先日公表された日本銀行職員による個人名論文「税務データを用いた分配側GDPの試算」を紹介したい。日本では、分配側GDPは生産側GDPと等しくなるように営業余剰等を逆算しているが、この論文では米国を参考に税務データを用いて直接推計し、直近の2014年度をはじめ試算値が現行の支出側GDPを上回るという結果を得た。論文では、こうした乖離が生じる要因の可能性として、1) GDP推計の基礎となる経済センサスと試算に用いた税務データでは、母集団となる会社企業数に大きな乖離があること、2) 現行GDPの基礎統計は、企業から「消費税込み」で回答してもらった前提にあるが、消費税抜き会計の企業が消費税抜きの値のまま回答してしまうと集計値は真の値よりも小さくなることを指摘している。こうした結果からは、GDPの推計精度向上には母集団情報の把握と消費税調整が極めて重要であり、場合によっては日本経済の現状認識を覆すこともありえる。
- ・ 試算は税務データ等を用いて分配側から年次のGDPを試算しようとする一つの試みではあるが、統計利用者をミスリードしかねない留意点があるのでGDP作成部局として指摘したい。まず、SNAの体系では、詳細な分類にわたるモノやサービスごとに、それがどれくらい供給され、使用されたかという枠組みを出発点として生産側・支出側からGDPを推計し、そこから雇用者報酬等を控除したあとのバランス項目として営業余剰を求める方法が、国際的に標準的で確立された方法であり、わが国もそうした方法に則っている。また、論文における営業余剰の試算方法については、基礎統計としてサンプル調査である「法人企業統計」の営業利益を用いている点、試算の初年度で現行推計値と水準を合わせるという極めて強い仮定を置いている点、税務データにより補正しているとしているが、当該方法が異なった概念間で調整している（営業利益の概念を、税収のもととなる当期利益の概念で調整している）点に加え、補正後の結果をみると振れがかえって大きくなっている点など重要な留意点があり、試算結果についても経済実態を適切に反映しているとは言い難い年がある。また、基礎統計に関する母集団の捕捉漏れや消費税抜き情報の混入などの指摘は十分な根拠が示されていない。内閣府では、本年末に行う国民経済計算平成23年基準改定においてより包括的で精度の高い計数を作成・公表する予定であり、まずは当該作業に全力で取り組む。雇用者報酬のうち賃金・俸給の税務データに基づく試算値については、基準改定の結果を踏まえて吟味したい。また、国民経済計算における税務データの活用のあり方については、四半期情報の制約、利用可能時期等の問題やデータ自体の検証の必要性も踏まえて今後の課題として研究を深めていく。

- ・試算では、雇用者報酬については、住民税関係の情報を使っているが、同じ税務データでも異なるトレンドの情報を使った試算もしないとバランスを欠く。課題になっている行政記録を使うという点では非常に意味があるものだと思うので、もう少し丁寧な分析が期待される。
- ・依拠するデータによってGDP推計が変わるのは何ら不思議ではなく、その差をどう考えるかが重要。米国ではGDIの推計が独立してなされておりGDPよりもGDIに基づいた政策決定をしてそれが結果的に正しかった例もある。しかし、同時に、内閣府の国民経済計算部が現在のGDP作成の国際基準であるマニュアルに従って作成していることも了解しており、国際比較という点ではこの方法が国際標準であることも事実である。したがって、この問題はどちらが正しいという問題ではなく、めざましく変化していく経済状況と経済データを取り巻く環境の中で望ましい形を常に自問自答しなければならない。その際には標準そのものが現状に合致しているかどうか大きな問題として考えなければならない。またそのように、長所欠点を評価しながらよりよい推計の方法を目指すと同時に、データの持つ性格をきちんと公開し説明し、どう使うかの判断をユーザーに任せると言うことが重要である。

(3) その他

委員から、現在の統計調査で利用している住民基本台帳の閲覧制度について、市町村長は法に則って閲覧を承認した団体名等や個人名等と共に、閲覧を承認した住所及び件数について公表することとされているが、地域によっては閲覧対象の住所を公表する範囲(たとえば、字までか、丁目や番地までか)によっては被調査者が特定される可能性があり、個人情報保護の観点から自治体として公表の在り方に課題を感じていることについて発言があった

次回基本計画部会は、8月25日(木)10時から開催予定の統計委員会終了後に中央合同庁舎第2号館8階の第1特別会議室で開催する予定。

以上

<文責 総務省統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>